

お知らせ (行政)**こんにちは。鳥取市です。****鳥取市地域包括支援センターについて
～地域包括ケアの実現のために～**

「地域包括支援センターってどんなことをしているの?」という声を耳にします。今回は地域包括支援センターの業務について紹介し、これから地域の医療機関の先生方との連携をよりいっそう密にしていけるように、と思っています。

地域包括支援センターは介護保険法に基づく事業所で、市内5箇所に設置しています。高齢者の方が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種がその専門知識を活かしながら、高齢者の介護・福祉・健康・医療等の総合相談の窓口として日々活動しています。

地域包括支援センターでは、要支援1・2の認定を受けている方が介護予防サービスを適切に利用できるよう、ケアプランを作成することが大きな業務ですが、さらに次の4つを主な業務としています。

①高齢者の総合相談に関すること

地域の高齢者や家族のさまざまな相談を電話や窓口、必要に応じて家庭訪問などで受け付け、適切な高齢者福祉サービス等につなぎ、継続的にフォローします。ここ数年、認知症に関する相談は増加傾向にあり、認知症早期発見のためのチェックリストや認知症の基礎知識、福祉サービスなどをまとめた「認知症相談安心ガイドブック」を作成し、窓口での相談や啓発活動に活用しています。

②介護予防に関すること

高齢になってもいきいきと自分らしい生活を送っていただけるよう、地域の公民館等で転倒予防・認知症予防等の介護予防の出前講座を行っています。

また、介護が必要となる可能性の高い高齢者を対象に、介護予防教室「おたっしや教室」を開催しています。内容としては、運動、栄養、口腔機能の向上、閉じこもり予防等を目的に講話や実技指導を地域の公民館等の会場で行うタイプと、スポーツジムで運動指導を重点的に行うタイプがあります。

さらに、認知症に対する理解を深め、認知症の人や家族への応援者となる人を育てる目的で「認知症サポーター養成講座」を学校、職場、地域等で開催しています。



③権利擁護に関すること

高齢者虐待の発生時対応や防止への取り組み、成年後見制度の活用促進、消費者被害の防止及び対応等を行います。家族が認知症に対する理解や対応方法がわからない等により暴言・暴力につながるケースや、家族自身が地域との関係が希薄で孤立している場合も多く見受けられます。そのため、高齢者虐待のリスクが高い家庭へは、地域関係者と連携を図りながら継続的に支援を行っています。

④関係機関との連携に関すること

施設、在宅を通じた地域での生活を支えるため、医療機関、民生児童委員、社会福祉協議会、介護サービス事業者などの関係機関のみならずとの連携強化を図ります。また、地域の介護支援専門員からの相談対応や研修等も行っています。

認知症施策の取り組み状況

本年7月に認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談の強化を図っています。今年度は、この認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方やその家族、地域ボランティア、支援者が認知症への理解を深め、身近な相談ができる居場所となる「オレンジカフェ」の取り組みを試行的に行っています。

また、今後、認知症の早期の段階の人の相談支援を充実していくために「認知症初期集中支援チーム」を設置する予定ですが、かかりつけ医の先生や認知症サポート医の先生方のご協力を得て、相談支援を実施していきたいと考えています。

今後ともご指導ご協力の程よろしくお願いたします。

担当地域	名称・所在地	電話番号
西・南・北中校区 中ノ郷中校区 福部地域	鳥取中央地域包括支援センター 富安二丁目 138-4 (鳥取市役所駅南庁舎 1階)	(0857) 20-3456 (0857) 20-3457
東中校区 桜ヶ丘中校区 国府地域	鳥取東健康福祉センター包括支援係 国府町宮下 1221 (国府町総合支所内)	(0857) 25-5021
江山・高草中校区 湖東中校区 湖南学園中校区	鳥取こやま地域包括支援センター 湖山町西一丁目512 (学習・交流センター鳥取2階)	(0857) 32-2727
河原・用瀬 佐治地域	鳥取南地域包括支援センター 用瀬町別府 96-2 (用瀬地区保健センター内)	(0858) 76-2351
気高・鹿野 青谷地域	鳥取西地域包括支援センター 気高町浜村 50-22 (気高地区保健センター内)	(0857) 82-6571